

令和元年12月1日から変わりました★

運転免許が失効した方も運転経歴証明書の申請が可能となりました！！

自主返納した方だけではなく、運転免許の有効期間が過ぎて失効してしまった方でも、申請できるようになりました。

申請日の前5年以内に免許を失効した方が対象となります。

※ ただし、令和3年3月31日までの間は、平成28年4月1日以後に失効した方のみ申請ができます。

※ 免許が失効する前に免許が取消し等の基準に該当している方は交付申請できません。



《失効した方の手続》

受付場所 運転免許センター

受付時間 8:30~11:00 13:00~16:00 (平日のみ)

持ち物 運転免許証 (所持している方)、手数料 (1,100円)

申請用写真 (3cm×2.4cm)

住所、氏名及び生年月日を確認できる書類等 (保険証、マイナンバーカード等)

運転免許証の再交付要件が緩和されました！！

紛失・汚損・破損の場合に限らず、

- ・ 記載事項変更の届出に伴い、裏面への記載ではなく、表面を新しい表記にしたい場合
- ・ 免許証の写真を変更したい場合
- ・ 免許の条件を変更した方で、裏面への記載ではなく、表面を新しい表記にしたい場合

等にも申請が可能となりました。

神奈川県警察運転免許センター

電話 045(365)3111 ホームページ <https://www.police.pref.kanagawa.jp/>

手数料も変更となりました。
3,500円→2,250円

令和元年12月1日から変わりました★

携帯電話使用等に関する罰則が強化されました！！

○携帯電話使用等（保持）

【罰則】 5万円以下の罰金 ⇒ 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

【基礎点数】 1点 ⇒ 3点

○携帯電話使用等（交通の危険）

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

⇒ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

【基礎点数】 2点 ⇒ 6点



電動自動二輪車を「大型自動二輪車」と「普通自動二輪車」に区分するようになりました！！

定格出力が0.60キロワットを超える電動自動二輪車はすべて普通自動二輪車でありましたが、定格出力が20.00キロワットを超える電動自動二輪車を大型自動二輪車に区分することになりました。

そのため、大型の電動自動二輪車を運転しようとする場合は、大型自動二輪車免許が必要となります。



※ 改正前に普通自動二輪車免許を保有しており、電動大型自動二輪車の運転をしている方は、令和元年12月1日から1年間は引き続き運転することができます。

令和2年11月30日までに大型自動二輪車免許を取得してください。

A T限定大型自動二輪車免許で運転できる車両の総排気量の上限が廃止されました！！

改正前は、A T限定大型自動二輪車免許で運転できるA T大型自動二輪車は総排気量0.650リットル以下に限定されていましたが、改正後は、A T限定大型自動二輪車免許で運転できる車両の総排気量の上限が設けられないこととなりました。



神奈川県警察運転免許センター

電話 045(365)3111 ホームページ <https://www.police.pref.kanagawa.jp/>